

基勞補発0218第1号

平成23年2月18日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

振動障害に係る適正給付対策の第9次3か年計画の策定について

振動障害に係る適正給付対策（以下、「本対策」という。）については、昭和62年度以降8次にわたり3か年計画を策定し、その計画的な推進を図ってきたところである。

これまでの実施状況等から、今後においても引き続き計画的に本対策を実施していくことが肝要であるので、振動障害者の実態及び局署の主体的能力等を勘案し、平成23年度を初年度とする第9次3か年計画を策定し、これに基づき本対策の着実な推進を図ることとされたい。ただし、効果的な計画を策定するに当たり、3か年と異なる計画期間が必要となる場合には、別途、本省あて協議されたい。

なお、第9次3か年計画については、別紙様式に関連する資料等を添付した上で、平成23年3月25日（金）までに報告すること。また、各年度終了時点において、計画の実績を検証するとともに、計画を変更した場合はその都度報告されたい。

振動障害適正給付対策第9次3か年計画報告書

労働局

1 平成22年度末(見込)における管理対象者数及び症状調査対象者数

管理対象者数	症状調査対象者数
人	人

(注1) 管理対象者数及び症状調査対象者数は、平成8年1月25日付け基発第35号及び平成8年1月25日付け事務連絡第1号による該当者数を記入すること。

(注2) 症状調査対象者数には、症状調査対象者からの除外者は含まないこと。

2 第9次3か年計画(平成23年度～平成25年度)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
事項			
症状調査実施予定者数	人	人	人
〔うち、他局管内の医療機関で受診している者〕	(人)	(人)	(人)

(注1) 症状調査実施予定者数とは、上記1の症状調査対象者のうち、当該年度に症状調査の実施を予定する者を記入すると。